職 職 — 2 5 1 平成30年12月7日

## 人事院事務総長

「人事院規則15-15 (非常勤職員の勤務時間及び休暇)の運用 について」の一部改正について(通知)

「人事院規則15-15 (非常勤職員の勤務時間及び休暇)の運用について( 平成6年7月27日職職-329)」の一部を下記のとおり改正したので、平成 31年1月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改	正	後	改	正	前	
第4条関係			第4条関係			

1 年次休暇以外の休暇の取扱い については、それぞれ次に定め るところによる。

(削る)

- 1 年次休暇以外の休暇の取扱い については、それぞれ次に定め るところによる。
  - (1) 第1項及び第2項の「人事 院の定める非常勤職員」は、 第1項第6号の休暇にあって は6月以上の任期が定められ ている職員又は6月以上継続 勤務している職員とし、第2 項第4号及び第5号の休暇に あっては1週間の勤務日が3 日以上とされている職員又は 週以外の期間によって勤務日 が定められている職員で1年 間の勤務日が121日以上で <u>あるものであって、6月以上</u> 継続勤務しているものとし、 同項第6号の休暇にあっては 同号に規定する申出の時点に おいて、1週間の勤務日が3 日以上とされている職員又は 週以外の期間によって勤務日 が定められている職員で1年 間の勤務日が121日以上で あるものであって、任命権者 (国家公務員法第55条第1

項に規定する任命権者及び法 律で別に定められた任命権者 並びにその委任を受けた者を いう。)を同じくする官職( 以下この(1)において「特定官 職」という。) に引き続き在 職した期間が1年以上であり <u>、かつ、当該申出</u>において、 (10)の規定により指定期間の指 定を希望する期間の初日から 起算して93日を経過する日 から6月を経過する日までに 、その任期(任期が更新され る場合にあっては、更新後の もの) が満了すること及び特 定官職に引き続き採用されな いことが明らかでないものと し、第2項第7号の休暇にあ っては初めて同号の休暇の承 認を請求する時点において、 1週間の勤務日が3日以上と されている職員又は週以外の 期間によって勤務日が定めら れている職員で1年間の勤務 <u>日が121日以上であるもの</u> であり、かつ、1日につき定

(削る)

められた勤務時間が6時間1 5分以上である勤務日がある ものであって、特定官職に引 き続き在職した期間が1年以 上であるものとし、同項第1 1号の休暇にあっては6月以 上の任期が定められている職 員又は6月以上継続勤務して いる職員(週以外の期間によ って勤務日が定められている 職員で1年間の勤務日が47 日以下であるものを除く。) <u>とする。この場合において、</u> 「継続勤務」については第3 条関係第2項の規定の例によ <u>るものとする。</u>

(2) (1)の「引き続き在職」する ものであるかどうか又は「引き続き採用」されるものであ るかどうかの判断は、それぞ れその雇用形態が社会通念上 中断されていないと認められ るかどうかにより行うものと し、「引き続き採用されない ことが明らかでない」かどう かの判断は、第2項第6号に (1) $\sim$ (3) (略)

- (4) 第1項第7号の「人事院が 定める期間」は、結婚の日の 5日前の日から当該結婚の日 後1月を経過する日までとし 、同号の「連続する5日」と は、連続する5暦日をいう。
- (5) 第2項の「人事院の定める 非常勤職員」は、同項第4号 及び第5号の休暇にあっては 1週間の勤務日が3日以上と されている職員又は週以外の <u>期間によって勤務日が定めら</u> れている職員で1年間の勤務 <u> 日が121日以上であるもの</u> であって、6月以上継続勤務 しているものとし、同項第6 号の休暇にあっては同号に規 定する申出の時点において、 1週間の勤務日が3日以上と されている職員又は週以外の 期間によって勤務日が定めら れている職員で1年間の勤務

規定する申出の時点において 判明している事情に基づき行 うものとする。

(<u>3</u>)~(<u>5</u>) (同左) (新設)

(新設)

日が121日以上であるもの であって、任命権者(国家公 務員法第55条第1項に規定 する任命権者及び法律で別に 定められた任命権者並びにそ の委任を受けた者をいう。) を同じくする官職(以下この (5)において「特定官職」とい う。)に引き続き在職した期 間が1年以上であり、かつ、 当該申出において、(11)の規定 により指定期間の指定を希望 する期間の初日から起算して 93日を経過する日から6月 を経過する日までに、その任 期(任期が更新される場合に あっては、更新後のもの)が 満了すること及び特定官職に 引き続き採用されないことが 明らかでないものとし、第2 項第7号の休暇にあっては初 めて同号の休暇の承認を請求 する時点において、1週間の 勤務日が3日以上とされてい る職員又は週以外の期間によ って勤務日が定められている

職員で1年間の勤務日が12 1日以上であるものであり、 かつ、1日につき定められた 勤務時間が6時間15分以上 である勤務日があるものであ って、特定官職に引き続き在 職した期間が1年以上である ものとし、同項第11号の休 暇にあっては6月以上の任期 が定められている職員又は6 月以上継続勤務している職員 (週以外の期間によって勤務 日が定められている職員で1 年間の勤務日が47日以下で あるものを除く。)とする。 この場合において、「継続勤 務」については第3条関係第 2項の規定の例によるものと する。

(6) (5)の「引き続き在職」する ものであるかどうか又は「引き続き採用」されるものであるかどうかの判断は、それぞれその雇用形態が社会通念上中断されていないと認められるかどうかにより行うものと

(新設)

し、「引き続き採用されない ことが明らかでない」かどう かの判断は、第2項第6号に 規定する申出の時点において 判明している事情に基づき行 うものとする。

## (7) • (8) (略)

(9) 第2項第4号の「小学校就 学の始期に達するまでの子( 配偶者の子を含む。以下この 号において同じ。)を養育す る」とは、「職員の勤務時間 、休日及び休暇の運用につい て(平成6年7月27日職職 -328) 第14の第1項[1] の規定の例によるものとし、 同号の「人事院の定めるその 子の世話」は、その子(一般 職の職員の勤務時間、休暇等 に関する法律(平成6年法律 第33号)第6条第4項第1 号において子に含まれるもの とされる者を含む。以下この (9)において同じ。) に予防接 種又は健康診断を受けさせる こととし、「人事院の定める

## (<u>6</u>)·(<u>7</u>) (同左)

(8) 第2項第4号の「小学校就 学の始期に達するまでの子( 配偶者の子を含む。以下この 号において同じ。)を養育す る」とは、「職員の勤務時間 、休日及び休暇の運用につい て(平成6年7月27日職職 -328) 第14の第1項[1] の規定の例によるものとし、 同号の「人事院の定めるその 子の世話」は、その子(一般 職の職員の勤務時間、休暇等 に関する法律(平成6年法律 第33号)第6条第4項第1 号において子に含まれるもの とされる者を含む。以下この (8)において同じ。) に予防接 種又は健康診断を受けさせる こととし、「人事院の定める

時間」は、勤務日1日当たり の勤務時間に5(その養育す る小学校就学の始期に達する までの子が2人以上の場合に あっては、10)を乗じて得 た数の時間とし、同号の休暇 の単位は、1日又は1時間( 勤務日ごとの勤務時間の時間 数が同一でない非常勤職員に あっては、1時間。ただし、 当該非常勤職員の1回の勤務 に割り振られた勤務時間であ って1時間未満の端数がある ものの全てを勤務しない場合 には、当該勤務時間の時間数 )とする。ただし、同号の休 暇の残日数の全てを使用しよ うとする場合において、当該 残日数に1時間未満の端数が あるときは、当該残日数の全 てを使用することができる。

(10)~(14) (略)

 $2 \sim 4$  (略)

時間」は、勤務日1日当たり の勤務時間に5(その養育す る小学校就学の始期に達する までの子が2人以上の場合に あっては、10)を乗じて得 た数の時間とし、同号の休暇 の単位は、1日又は1時間( 勤務日ごとの勤務時間の時間 数が同一でない非常勤職員に あっては、1時間。ただし、 当該非常勤職員の1回の勤務 に割り振られた勤務時間であ って1時間未満の端数がある ものの全てを勤務しない場合 には、当該勤務時間の時間数 )とする。ただし、同号の休 暇の残日数の全てを使用しよ うとする場合において、当該 残日数に1時間未満の端数が あるときは、当該残日数の全 てを使用することができる。

(9)~(13) (同左)

 $2 \sim 4$  (同左)

以 上